

放課後児童会における新しい生活スタイル〈習志野市版〉

令和3年9月1日改訂

一人ひとりの基本的感染対策（全員）

（参考引用資料：厚生労働省「新しい生活様式の実践例」）

- 人との間隔はできるだけ1m以上空ける。目安は両手を互いに伸ばした間隔とする。
（以下、「ソーシャルディスタンス」という。）
- 児童会内では元気でもマスクをつける。マスクを着用していると水分を摂取する機会が少なくなる傾向にあるため、こまめに水分を補給し、休憩時間を確保する。
- 真正面での会話は可能な限り避ける。大声での会話は控える。
- 換気扇を回し、換気は気候上可能な限り常時2方向の窓を20cm程度開けて行う。困難な場合は部屋の2方向の窓を30分に1回以上、数分程度全開にして換気する。
- 咳・くしゃみをするときはマスクをしていても袖などで口・鼻を覆い、人のいない方を向く。
（下を向くのが望ましい）
- 手洗いは水と石けんで30秒程度洗う。登室後、外遊び等から戻った時、トイレの後、昼食・おやつ前後、清掃後、共用のものを触ったときは必ず手洗いをする。
- 登室時の検温※や風邪症状の確認など健康観察を行う。なお、検温していない児童・職員は、速やかに検温や健康観察を行う。
※非接触型体温計で37.5℃以上を計測した児童や普段と様子が異なる児童は接触型体温計で再度検温をする。再度の検温でも37.5℃以上の場合は保護者へお迎えを依頼する。お迎えまでの間は他の児童から極力離れた場所で休ませる。
- 職員・児童は発熱や風邪の症状がある場合は、出勤・登室を控える。

★児童

- 手洗い・うがいをする流し場、食事中、登室時の下駄箱などでは、密集を避けるため時間差をつけたりするなど、ソーシャルディスタンスを確保する。
- 児童が多い場合は、できるだけ屋外での遊びを促すなど分散する計画を立てる。
- トイレは、密集・密接を避けるため時間差をつけて使用することを促す。また、換気扇を必ず回し、危険でなければ窓を開ける。
- おもちゃ等を多数で利用することは可能な限り避けるよう努める。多数で利用した場合は、使用后、手洗いなどを行う。
- ソーシャルディスタンスを可能な限りとる。（両手間隔で並ばせ、その後90度向きを変えると良い）

★職員

- 職員が児童の模範となるようソーシャルディスタンスの確保を図る。
- 勤務時間外や休日についても、感染症対策は継続していることを十分理解し、体調管理と、公務員としての自覚ある行動を心がける。（特に会合や会食等は十分注意する。）
- 共用する部分（机やドアノブ、手すり等）は、1日1回以上必要時に職員が必ず消毒を行う。
（次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使う。詳しくは2月25日付け保育号外を参照）
- 消毒液は児童の手の届かない所に保管し、容器の中身が分かるように明示しておく。
- おもちゃ等は、こまめな消毒を心がける。（物を介しての感染リスクを下げるため。）
- 必ずマスクを着用して業務を行うこと。

★職員と児童

- 児童の横や斜め後ろからの対応、半円形で座らせて話すなど、真正面での会話を避ける。
- 最低1m以上の距離が確保できるように努める。
- 密集・密接状態にならないよう見守りを行う。
- 注意中心の育成支援にならないよう職員全体で取り組みを行う。

裏面有り

【生活場面でのポイント】

★自由遊び時

- 室内遊びでは可能な限り児童は同じ方向を向くように努める。
- 向かい合う場合は、真正面とならないように努める。
- エアコン使用時は室温を 28℃以下に保ちつつ、換気のため窓を 30 分に 1 回（数分程度）以上こまめに開ける。（窓・扉の開口部は 20cm 程度とする。）
窓の開閉時は室内が結露しやすくカビが発生しやすくなるため、掃除する際注意を払う。
- 密接に身体接触するような遊びは行わない。
- 熱中症予防のため、室外で周囲と十分な距離が取れる場合（2m以上）はマスクを外すことも可能とする。マスクを着用しての運動は、身体的な負担や熱中症のリスクが高まるため、呼吸が乱れる外遊び等は避けること。不必要な会話や発声はできるだけ控える。暑さ指数（WBGT）に十分留意して行う。
職員は原則としてマスクを着用する。ただし、児童と一緒に運動をする場合は、ソーシャルディスタンスを確保したうえで、マスクを外すことは可能とする。
- 使用するおもちゃを制限するなどの工夫を心掛ける。

★昼食・おやつ時の注意点

- 食事の前に手洗い・うがいを確実に行う。
- 食べるときは会話を控え、直接対面しないような工夫を行うこと。
- 片付けの際は密集しないよう順次片付けをするなど工夫する。
- 歯磨きをする場合も、流し場が密集しないよう時間差をつけ、ソーシャルディスタンスを守る。

★行事

- 人の密集度、会場の換気等の状況をしっかりと把握し、三密を避けるための対策を徹底できる場合は実施することができる。（徒歩での移動を伴う屋外行事等）
※現時点ではバスや電車での移動を伴う行事は密を避けることが難しいものとする。
- 保護者が参加する場合は、参加する保護者も検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、接触確認アプリ（厚生労働省）の利用を促す。また、発熱や風邪の症状がある場合は、参加しないように呼び掛ける。
- 上記のことが徹底できない場合は、延期・中止も視野に入れる。

★清掃・消毒

- 子どもが触れる場所、使用するおもちゃ等はこまめに消毒をする。

★会議・研修について

- 職員間の会議等でやむを得ず全員が集まる場合は、30分単位とし、延長する場合はその都度部屋の換気を十分に行い、三密の回避を徹底すること。また、回覧に変えるなど、会議の方法を工夫すること。
- 会議中の飲食は行わないこと。※必要な水分補給は可とする。
- 会議や研修は、短時間になるよう内容を厳選すること。

★市主催の行事・研修会について

- 「習志野市版あたらしいルール(生活様式)」に基づき、行事・研修会等の開催を検討する。

★その他

- 保護者のお迎えは、児童会の前での対応とする。

★家族との連携

- 児童及び同居している方が、「新型コロナウイルス感染症に感染」、「濃厚接触者に特定された」、「体調不良によりPCR検査を受ける場合」は、速やかに児童育成課へ連絡すること。